

南島原市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和3年3月29日

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 吉 田 幸一郎

令和2年度

南 島 原 市

行政監査報告書

南島原市監査委員

令和2年度 行政監査報告書

第1 監査のテーマ

学校給食関連施設整備事業にかかる事務の執行について

第2 監査の目的

本市は、令和3年9月の供用開始を目指し学校給食センター関連施設の新築工事及び整備事業を進めている。この事業について、概算事業費が大幅に増額したことや厨房機器購入契約等を巡って、市議会一般質問において一部の議員から入札過程や落札率等に疑問の声が上がり、令和2年7月に、市の大型事業の建設計画を紹介する新聞の特集記事の中で、市の行政運営を疑問視する声が報じられた。

このような状況を踏まえ、本市において行われている学校給食関連施設整備事業の事務の執行について、組織及び運営の合理化に努め適切に行っているか監査を行い、今後の行政運営の充実に資することを目的とする。

第3 監査の対象

- 1 入札手続
 - (1) 学校給食センター基本・実施設計業務委託
 - (2) その他関連施設整備事業にかかる入札
- 2 部局
 - (1) 事業総括：教育委員会事務局 学校教育課
 - (2) 営繕事業受託：建設部 都市計画課
 - (3) 入札執行：総務部 管財契約課

第4 監査の期間

令和2年11月3日から令和3年2月22日まで

第5 監査の着眼点

- 1 業務の役割分担は、効率的かつ効果的な実施を確保しているか。
- 2 予算要求は、建設すべき事業の詳細について十分に検討されているか。
- 3 工事及び物品購入の発注に至るまでの手続きは、適切に行われているか。
- 4 関連施設整備事業にかかる入札・契約事務は、適正に行われているか。

第6 監査の方法

対象部局から監査調書及び関係書類の提出を求め、監査の着眼点に基づき審査し、所管の部長、課長及び担当職員に対し事務事業等の聴取を行った。

1 聴取期日

(1) 令和2年11月12日(木)

対象 学校教育課及び都市計画課

(2) 令和2年11月13日(金)

対象 管財契約課

2 提出書類

(1) 監査調書

①事業の推進にかかる作業部会等の開催執行状況調書

②学校給食関連施設整備事業にかかる入札・契約執行状況調書

(2) 関係書類

①概算事業費及び事業予算資料

②営繕事業における事業課と営繕受課の役割分担関係資料

③事業計画及び建設経過資料

④基本・実施設計業務委託にかかるプロポーザル関係資料

⑤関連施設整備事業にかかる入札結果表

第7 監査の結果

今回、監査のテーマとした学校給食関連施設整備事業にかかる事務の執行について、業務の役割分担、予算要求、工事及び物品購入の発注手続き、施設整備にかかる入札・契約事務は適正に行われているかを主眼として監査を行った。

監査の結果は次のとおりである。

1 業務の役割分担について

当該事業について、学校教育課による事業計画、政策立案に基づき、「建築営繕工事及び設計等の業務依頼書」が都市計画課に提出され、学校教育課が事業の総括責任を担うことにより、都市計画課が建築工事等営繕事業を受託した。

役割分担については、次表のとおりである。

業務内容	学校教育課（事業総括）	都市計画課（営繕受託）
事業計画、政策立案 ・基本構想 ・用地確保	・関係機関、関係部署との協議調整 ・概算事業費の算出 ・議会及び住民への説明 ・施設管理者及び従事者等との作業部会の開催 ・地権者交渉及び登記	・要請により助言 ・協議会の開催（作業部会の協議結果の決定）

営繕事業の業務依頼 ・業務依頼 ・受託の可否	・依頼書の提出 ・事業説明、協議	・事業のヒアリング
建築設計 ・財務会計行為 ・設計業務委託 ・説明会	・予算要求、負担行為、支出事務 ・プロポーザルへの協力 ・起工確認 ・作業部会との再調整 ・設計協議 ・議会及び住民への説明会運営	・予算要求額の積算 ・指名型プロポーザルの実施（指名選定は入札担当課所管） ・設計起工、発注、随意契約 ・設計協議 ・設計概要の説明
建築工事 ・財務会計行為 ・工事施工 ・工事監理業務委託 ・工事竣工	・予算要求、負担行為、支出事務 ・起工確認 ・議会对応 ・工程会議 ・施設管理者、関係団体及び住民への対応	・予算要求額の積算 ・起工、発注、契約（入札執行は管財契約課） ・材料検収、立会、各種検査 ・工程会議 ・竣工検査 ・事業依頼課への引渡し
その他 ・補助金事務 ・会計検査 ・維持管理	・要望、交付申請、請求、実績報告 ・検査受検 ・施設維持管理、修繕	・検査受検にかかる建築技術の助言

営繕事業の依頼手続きにより、学校教育課と都市計画課において役割を分担し、事業予算要求額の積算、起工、発注（プロポーザル方式含む）、契約、検査等については営繕事業受託の都市計画課が行い、事業予算要求、負担行為、支出等の財務会計行為、議会对応、住民説明等の運営等については事業の総括担当である学校教育課が行った。事業の推進に当たり、施設管理者及び従事者の声を図面等に反映することが可能かどうか集約することを目的として、学校教育課が作業部会を開催し、都市計画課が主導する協議会で各事項を決定している。

また、プロポーザルの指名選定及び当該施設整備にかかる工事等の入札執行については、市の入札手続きに基づき管財契約課が所管しており、各課の業務分担が行われており、効率的かつ効果的な実施を確保しているといえる。

2 予算要求について

当該事業にかかる予算要求及び予算の成立は次表のとおりである。

なお、平成 27 年度については、事業計画の進捗状況により当該基本設計業務等の予算執行ができず、執行額は普通旅費 24 千円である。

市議会会期	予算の成立	案 件
平成 27 年 第 1 回定例会	平成 27 年度当初予算 19,094 千円	学校給食関連施設整備事業 うち測量設計監理委託料 19,070 千円
平成 28 年 第 1 回定例会	平成 27 年度補正予算 △19,070 千円	学校給食関連施設整備事業 うち測量設計監理委託料△19,070 千円
平成 29 年 第 1 回定例会	平成 29 年度当初予算 22,417 千円 (債務負担行為) 23,731 千円	学校給食関連施設整備事業 うち測量設計監理委託料 19,987 千円 (債務負担行為) 平成 30 年度まで 学校給食センター基本・実施設計業務 委託事業
平成 30 年 第 1 回定例会	平成 30 年度当初予算 710,154 千円 (債務負担行為) 1,508,915 千円	学校給食関連施設整備事業 うち測量設計監理委託料 23,731 千円 工事請負費 652,334 千円 土地購入費 33,407 千円 (債務負担行為) 平成 31 年度まで
平成 31 年 第 1 回定例会	平成 30 年度補正予算 △622,334 千円 (繰越明許費計上) 38,092 千円 (債務負担行為の補正) 2,131,249 千円 平成 31 年度当初予算 28 千円 (繰越明許費 H30 繰) 38,092 千円	学校給食関連施設整備事業 うち工事請負費△622,334 千円 (繰越明許費計上) (債務負担行為の補正) 平成 32 年度まで 学校給食関連施設整備事業 (繰越明許費 H30 繰)

令和元年 第2回定例会	令和元年度補正予算 620,480千円 (債務負担行為の補正) 1,388,720千円	学校給食関連施設整備事業 うち工事請負費 620,480千円 (債務負担行為の補正) 令和3年度まで
令和2年 第1回定例会	令和2年度当初予算 1,445,941千円 (債務負担行為) 135,262千円	学校給食関連施設整備事業 うち測量設計監理委託料 16,400千円 工事請負費 971,529千円 機械器具購入費 458,000千円 (債務負担行為) 令和3年度まで 学校給食センター備品購入

※令和2年10月31日現在

市議会、地元自治会、保護者及び学校関係者への説明結果を踏まえ、供用開始時期や3センター方式（新センター+既存の2センター）と1センター方式（新センターの建設）について検討を重ね、各工事費等の積算について基本・実施設計業務受注の設計会社と約2年間の期間をかけて精査した結果、事業計画の遅れは生じたものの、年次計画に基づく債務負担行為を含む予算要求を行い市議会の承認を得ており、事業に必要な予算についての十分な検討は行われていると判断する。

3 工事及び物品購入の発注手続きについて

学校給食センターの建設は、大型建設事業であり、本市の主要施策でもあることから、南島原市建築設計監理業務等委託要綱に基づき、指名型プロポーザル方式により基本・実施設計にかかる最優秀提案者を決定し、随意契約により同提案者に選ばれた設計会社と当該業務の契約を締結した。

選定委員は、南島原市プロポーザル審査委員会条例第3条第2項第1号による学識経験者から島原振興局建設部建築課長、同第2号による専門的知識又は資格を有する者から南島原市建設部都市計画課長、南島原市校長会会長及び南島原市学校給食研究会栄養士部会から1人、同第3号による市職員から南島原市建設部長及び南島原市教育委員会教育次長、同第4号による市長が認める者から建設予定地区の地区会長、南島原市PTA連合会母親委員会委員長及び南島原市学校給食会会長の9人である。

都市計画課は、設計会社が作成した学校給食関連施設整備にかかる工事及び物品購入の実施設計を基に、これを精査し設計書を策定し発注を行った。そのうち、厨房機器購入については、設計会社は、事業の推進にかかる作業部会及び協議会の決定事項を考慮した上で、厨房機器業者から見積りを徴取し、その合計額最安

値の見積りを採用価格として作成した実施設計書を都市計画課に提出している。

基本・実施設計業務委託契約の概要、事業推進にかかる作業部会及び協議会の開催は次のとおりである。

(1) 学校給食センター基本・実施設計業務委託契約

- ア 契約日 平成 29 年 7 月 27 日
- イ 履行期間 当初 平成 29 年 7 月 29 日から平成 30 年 7 月 20 日まで
変更契約後 令和 2 年 2 月 4 日まで
- ウ 委託料 当初 2,741 万円
変更契約後 4,166 万円
- エ 契約方式 指名型プロポーザル方式による随意契約
- オ 受注者 株式会社 三省設計事務所

(2) 作業部会の開催

回数	開催日	主な協議内容
第 1 回	H29. 9. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業部会、協議会の立ち位置について ・ 技術諸条件確認（食器、食缶等） ・ 冷蔵庫冷凍庫収納量について ・ 調理能力について ・ 洗浄、消毒システムについて
第 2 回	H30. 1. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和え物食缶保冷性能の比較 ・ 消毒システムと洗浄システムの比較（方式） ・ 配送計画について ・ 平面プラン 28 案について ・ 食器の素材について ・ 厨房器具図面 ・ 食材料重量計算資料（次回へ継続） ・ 調理能力検証（次回へ継続） ・ 和え物調理における機器選定の比較（次回へ継続）
第 3 回	H30. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食缶について ・ コンテナについて（台数、積み方、コンテナプールの広さ） ・ 配送計画（横揺れ防止対策） ・ 食材料重量計算資料 ・ 調理能力検証 ・ 和え物調理における機器選定比較

第4回	H30. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・食缶について ・コンテナについて（台数、積み方） ・和え物用調理機について ・回転釜について ・食材の収納について
第5回	H30. 3. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・煮炊き回転釜、配列の検討 ・スチーマーの台数について ・配送、回収計画 ・加熱調理機 能力確認 ・アレルギー調理機器について ・釜割を考慮した食材用容器数の算出及び収納確認
第6回	H30. 5. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・煮炊き回転釜 配列の検討（再検討） ・和え物回転釜台数比較 ・野菜下処理室から上処理コーナーへの食材受渡し ・肉魚下処理室、焼物室間のパススルー冷蔵庫 ・作業動線 ・参考資料（人員配置図等）
第7回	H30. 6. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会共通理解用まとめ（部屋毎の課題と整理）
第8回	R1. 7. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県行橋市の研修報告会（令和元年6月12日開催の学校教育課、学校給食会及び栄養士部会の会議）の結果報告について協議

（3）協議会の開催

第1回	H29. 9. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・配送トラックについて ・配送計画について ・洗浄室、消毒方式について
第2回	H30. 3. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回作業部会から第5回作業部会の結果報告
第3回	H30. 8. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回作業部会及び第7回作業部会の結果報告
第4回	R1. 9. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回作業部会の結果報告

設計会社は、受注提案で示したとおり、自社で専門的な体制の整備が不可能な厨房機器メーカーとの連携をはじめ、構造設計者、機械設備設計者、電気設備設計者を含むチーム体制を構築し、給食センターの建設に必要な専門分野について発注者側からの要望に助言や回答が可能な業務体制を整え、実施設計業務を遂行した。都市計画課は、作業部会、協議会の決定事項を踏まえた上で設計会社から提出された実施設計書を精査し、当該施設整備にかかる各設計書を策定しており、発注に向けた手続きは適切に行われていたと判断する。

4 関連施設整備事業にかかる入札・契約事務について

当該事業の施設整備事業にかかる契約締結状況は次表のとおりである。

単位：千円（単位未満切捨）

No.	区分	件名	受注者	契約方法	契約日	契約額 (変更学)
1	委託	学校給食センター基本・実施設計業務委託	(株)三省設計事務所	指名型プロポーザル方式による(特命)随意契約	H29.7.27 H30.2.6	27,410 (41,660)
2	工事	学校給食センター新築工事(建築)	川田・三青特定建設工事共同企業体	制限付き一般競争入札	R3.3.19	654,500
3	工事	学校給食センター新築工事(機械)	三信設備・吉田屋産業特定建設工事共同企業体	制限付き一般競争入札	R3.3.19	564,740
4	工事	学校給食センター新築工事(電気)	九電工・第一電設特定建設工事共同企業体	制限付き一般競争入札	R3.3.19	215,894
5	委託	学校給食センター新築工事監理業務委託	(株)三省設計事務所	(特命) 随意契約	R2.4.13	13,728
6	委託	学校給食センター厨房発注支援業務委託	(株)三省設計事務所	(特命) 随意契約	R2.4.14	858
7	物品	学校給食センター厨房機器購入(1工区)	(株)アイホー	制限付き一般競争入札	R2.6.5	238,359
8	物品	学校給食センター厨房機器購入(2工区)	日本調理機(株)九州支店	制限付き一般競争入札	R2.6.5	198,000
9	工事	学校給食センター新築工事(外構)	(株)夢進	制限付き一般競争入札	R2.10.13	42,075
10	物品	学校給食センター厨房備品購入(ご飯食缶)	(株)池田住設	指名競争入札	R2.11.2	7,673

11	物品	学校給食センター 一厨房備品購入 (汁食缶)	(株)池田住設	指名競争入 札	R2. 11. 2	8,025
12	物品	学校給食センター 一厨房備品購入 (主菜食缶)	(名)三州	指名競争入 札	R2. 11. 2	7,304
13	物品	学校給食センター 一厨房備品購入 (和え物デザート食缶)	(株)池田住設	指名競争入 札	R2. 11. 2	5,693
14	物品	学校給食センター 一厨房備品購入 (その他食缶)	(株)池田住設	指名競争入 札	R2. 11. 2	5,412
15	物品	学校給食センター 一配送車購入 (1号車)	マสดアオートサ ービス	指名競争入 札	R2. 10. 30	7,580
16	物品	学校給食センター 一配送車購入 (2号車)	(株)亀田自動車	指名競争入 札	R2. 11. 2	7,683
17	物品	学校給食センター 一配送車購入 (3号車)	橋本自動車整備 工場	指名競争入 札	R2. 10. 30	7600
18	物品	学校給食センター 一配送車購入 (4号車)	(有)口之津モータ ース	指名競争入 札	R2. 11. 2	7,603
19	物品	学校給食センター 一配送車購入 (5号車)	(有)口之津モータ ース	指名競争入 札	R2. 11. 2	7,603
20	物品	学校給食センター 一配送車購入 (6号車)	草柳自動車整備 工場	指名競争入 札	R2. 11. 2	7,690
21	物品	学校給食センター 一配送車購入 (7号車)	マสดアオートサ ービス	指名競争入 札	R2. 10. 30	7,580
22	物品	学校給食センター 一配送車購入 (8号車)	(株)加津佐自動車	指名競争入 札	R2. 11. 2	7,600

※令和2年10月31日現在

これらの入札・契約は、いずれも市の入札手続きに基づいて適正に執行されており、厨房機器購入の落札率が高かったことについては、落札価格が実勢価格に近かったことが要因と考えられ不適正な事由には当たらないと判断する。

表中の2、3及び4における仮契約は、令和2年第1回南島原市議会定例会において工事請負契約の締結として審議され、表中7及び8における仮契約は、令和2年第2回南島原市議会臨時会において財産の取得として審議され、いずれも可決された。なお、令和2年第1回南島原市議会定例会では、令和元年12月23日入札の「学校給食センター厨房機器購入」の仮契約案件が財産の取得として審議され8対7で否決されている。この議案否決を受け、市は入札監視委員会の意見を参考に、第7の3の(1)でプロポーザルによる随意契約を締結した設計会社に当該入札参加者全者への見積徴取を指示した上で作成された設計書を精査し、2工区に分けて入札手続きを行った案件が表中7及び8の契約である。

また、表中6の業務委託契約は、上記により否決された厨房機器購入の再入札にかかる発注支援業務として同設計会社と随意契約を締結したものである。

第8 むすび

建設事業の実施に至る過程には、事業の計画から設計まで一連の流れがあり、各業務は密接に連携が図られていなければならない。その各段階で調査すべき項目や決定すべき事項及び解決すべき課題について、市議会や市民への説明責任を果たすとともに、事業の成果に反映させることを目的として業務を遂行されたい。

今後も計画の策定から竣工までを的確に推進していくために、効率的な役割分担と連携を行い、関係例規にのっとった適正な事務の執行に努められたい。

監査結果は以上のとおりであるが、今後の行政運営の充実に資するためにも、監査対象課及び市長に対して次のとおり意見を述べる。

【学校教育課】

本事業にかかる事業計画の初期において、大型建設事業の営繕工事に対する実績が皆無であったにもかかわらず、関係部署との連携が十分とはいえず、そのことが結果的に概算事業費に対する事業費の大幅増に繋がったのではないかと思料する。具体的な政策の立案後、組織内における営繕事業の依頼手続きを開始することについては理解できるが、本事業のような大型建設事業の実績が無い場合、基本計画の策定に際して概算事業費の積算に当たっては、営繕事業の受託を求める部署に対し、当初から積極的に助言を求めることも必要ではないかと考える。

また、市議会の対応については、よりいっそう慎重に、かつ、正確な説明に努められたい。事業の政策立案を行う際は、事業の推進が現実的に可能であるか否か前提とすることが重要であり、比較検討に用いる資料についても十分精査した

上で合理的な説明を行い、今後も、主要施策に基づく議案に対して市議会の理解を得られないことがないよう努められたい。

【都市計画課】

本事業にかかる事務の執行について、特に指摘する事項はないが、営繕事業の受託について、今後も、事業依頼課との連携を重視し効率的かつ効果的な事業の推進に努められたい。

【管財契約課】

本事業にかかる事務の執行について、特に指摘する事項はないが、入札執行事務及び談合情報等の取扱いについて、今後も、法令及び関係要綱に基づき適正な事務の執行に努められたい。

【市長】

本事業のような類をみない大型建設事業については、円滑に事業を推進する上からも、組織の見直しを含め検討を行って欲しい。現在の建設部門を受託という位置付けから主体的に事業に携わるよう改編してはどうかと考える。